

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「Jオーブン（店頭・小型株）」（以下「ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款における投資対象を見直すことにより、商品性の更なる改善を図り、一層の運用成果の向上をめざすため、投資信託約款中の運用の基本方針において、2. 運用方法（1）投資対象を「わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、小型株を主要投資対象とします。」とする変更を平成二十一年十一月十二日付で行い、平成二十一年十二月八日より適用する予定ですのでお知らせします。

ファンドの受益者で右約款変更にご異議のある方は、平成二十一年九月二十九日から平成二十一年十一月四日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。

右期間中にご異議のお申し出のあつた受益者の受益権口数が、平成二十一年九月二十九日のファンドの投資信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り投資信託約款を平成二十一年十一月十二日付で変更し、平成二十一年十二月八日より適用します。ご異議のお申し出のあつたファンドの受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とさせていただきます。）で、取扱販売会社を通じて、平成二十一年十一月十三日から平成二十一年十二月二日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求すること

ができません。  
平成二十一年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号  
三菱UFJ投信株式会社